平成２７年（再イ）第５６号
奈良県天理市柳本町1448番地２
再生債務者　迫田　育郎
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年４月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月５日　奈良地方裁判所

平成２７年（再イ）第３０号
北海道苫小牧市宮前町３丁目12番16号
再生債務者　阿部　浩之
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年４月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月６日
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（再イ）第６０号
仙台市泉区南光台東２丁目15番５号
再生債務者　高橋　　純
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年４月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月６日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２７年（再イ）第５２号
愛知県刈谷市小垣江町地内24番地
再生債務者　平松美奈子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年４月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月６日
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２７年（再イ）第４５号
滋賀県栗東市荒張996番地269
再生債務者　川本　　肇
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年４月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月５日
大津地方裁判所民事部再生係

平成２７年（再イ）第７９号
広島市中区上八丁堀３番28―707号
再生債務者　平井康彦こと　尹　　康彦
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年４月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月５日
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第１１号
岐阜県多治見市幸町６丁目３番地の２　マーブル幸ケ丘Ａ１
再生債務者　岡本　勝則
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年４月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月６日
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（再イ）第１２号
鳥取県鳥取市卯垣２丁目116番地
再生債務者　西村　益美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年４月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月６日　鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（再イ）第１０号
埼玉県さいたま市緑区太田窪１―４―１　カサデベルデ102
再生債務者　髙橋　敬一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　本件再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月６日
福島地方裁判所郡山支部再生係

独立行政法人水資源機構防災業務計画の修正要旨の公表

独立行政法人水資源機構公告第４号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条第１項の規定に基づき、平成28年４月１日独立行政法人水資源機構防災業務計画を修正したので、同条第２項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成 28 年４月 18 日

独立行政法人水資源機構理事長　甲村　謙友

修正の要旨

防災業務計画の構成、防災業務内容の明確化等を図るため全部改正を行った。

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構公告

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の役員の任命

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第20条第４項の規定に基づき、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の役員を任命したので、同条第５項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 28 年４月１日

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構
理事長　枡田　一彦

森　　佳美

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構理事に任命する（以上平成28年４月１日）

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成 28 年４月 18 日

日本郵便株式会社

調達部　担当執行役員　河村　　学

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

１　当該招請の主旨

下記の応募要件を満たし、本案件の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。応募の結果、４の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本案件に必要な要件を有している法人との契約手続に移行する。

なお、４の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札（最低価格落札方式）にて調達を実施する予定である。

また、必要により参加意思確認書の内容確認ヒアリングを実施する場合がある。

２　概要

⑴　調達件名　旭川川端郵便局ほか5,869箇所で使用する電気

⑵　供給場所　北海道、東京及び関西電力管内の契約種別が従量電灯又は低圧電力の郵便局

なお、内訳は別紙「対象局一覧表」参照のこと。

⑶　供給期間（予定）

平成28年５月23日から平成28年９月30日

３　業務目的

電力の安定供給

４　応募要件

参加意思確認書の提出者に付する応募要件は次のとおりとする。

⑴　取引先資格　次に該当しない者であること。

①　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

②　日本郵便株式会社から取引制限を受けている者でその制限期間を経過しない者

③　会社法の特別清算の開始を命じられ、若しくは同清算開始の申立てをされ、又は破産法の破産手続開始、会社更生法の更生手続開始若しくは民事再生法の再生手続開始の申立てをし、若しくはされた者。ただし、手続終結者を除く。

④　反社会的勢力と認められる者

⑤　説明書の交付を直接受けた者であること。